

## 院外処方せんにおける疑義照会事前同意プロトコル

2017年5月 制定

2022年5月 改訂

### 【原則】

- ・ 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・ 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・ 処方変更は、医薬品の適応および用法用量に遵守した変更とする。また、安全性や溶解性、体内動態などを考慮し、薬物治療の内容に影響を与えず、利便性が向上する場合に限る。
- ・ 患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格など）を行い、同意を得た上で変更する。
- ・ 調剤内容はお薬手帳に記載し、次回受診時に医師に提示するよう指導する。
- ・ 変更内容は院外処方せんの備考に記載する。
- ・ 麻薬および注射薬に関するものはプロトコルの対象外とする。
- ・ 対応内容については Fax にて報告する。その際、プロトコルに基づいて対応した旨、記載する。
- ・ プロトコルを改訂した場合、合意済の施設においては改定版のプロトコルを適用することとし、その際、合意書による再合意は不要とする。

※以下内容は患者又は家族からの十分な聞き取りと同意の上で、疑義照会不要とするが、疑義があれば必ず医師に確認をしてください（疑義照会をしてはいけない内容ではありません）。

#### ① 成分名が同一の銘柄変更（Fax 不要）

- 例) アムロジン<sup>®</sup>錠 5mg から、ノルバスク<sup>®</sup>錠 5mg もしくはアムロジピン錠 5mg への変更  
アレンドロン酸錠 35mg 「○○」から、アレンドロン酸錠 35mg 「△△」（後発品）
- ・ 先発同士、後発同士、先発⇄後発でも可能とするが後発医薬品を推奨すること

#### ② 剤形の変更（Fax 不要）

- 例) アムロジピン錠 5mg から、アムロジピン OD 錠 5mg への変更  
酸化マグネシウム細粒から、酸化マグネシウム錠への変更
- ・ 用法用量が変わらない場合のみ
  - ・ クリームから軟膏等の変更は不可

#### ③ 規格が複数ある処方薬の規格変更（Fax 不要）

- 例) 10mg 錠 1回 0.5 錠から、5mg 錠 1回 1 錠への変更  
5mg 錠 1回 2 錠から、10mg 錠 1回 1 錠への変更  
アンテベート<sup>®</sup>軟膏 0.05%(5g) 2 本から、アンテベート<sup>®</sup>軟膏 0.05%(10g) 1 本への変更
- ・ 軟膏やシップ等は合計処方量がかわらない場合のみ

#### ④ 連日投与ではない処方薬の処方日数の適正化（間違いが明確な場合）（Fax 必要）

- 1) 「1日おきに服用」や「月・水・金のみ服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合

例) (他の処方薬の処方日数が 30 日の場合)

バクタ<sup>®</sup>配合錠 1日1錠、1日1回「1日おき」30日分から、15日分への変更

2) 週1回又は月1回製剤が連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合

例) (他の処方薬の処方日数が 28 日の場合)

アレンドロン酸錠 35mg 1回1錠 28日分から、4日分への変更

・処方日数を減らす場合のみ

⑤ 患者希望あるいはコンプライアンス等の理由による一包化調剤 (Fax 必要)

- ・「一包化不可」の指示がある場合は除く
- ・一包化にかかわる加算を算定する場合は、算定要件を満たしていること
- ・患者負担について患者や患者家族等へ説明し、同意を得ること
- ・各医薬品の特性や安定性データに留意すること
- ・複数の診療科からの処方薬をまとめて一包化することも可とする

⑥ 患者希望あるいはコンプライアンス等の理由による半錠、粉碎、混合などの調製 (Fax 不要)

例) バクタ<sup>®</sup>配合錠 1日1錠 1日1回を、0.5錠を2個で調剤 (錠剤が大きいため)

10mg錠 (割線無) 1回0.5錠 (粉碎) を、0.5錠に錠剤を半割して調剤

- ・加算を算定する場合は、算定要件を満たしていること
- ・患者負担について患者や患者家族等へ説明し、同意を得ること
- ・特殊な使用方法を医師から指示されていないか患者や患者家族等へ確認をすること
- ・各医薬品の特性や安定性データに留意すること

⑦ 外用剤の用法が不明な場合の用法追記 (Fax 必要)

用法が空白又は適用回数、適用タイミング、適用部位が記載されていない場合、添付文書に記載されている標準的な回数、タイミングを適応する。

例) ロキソプロフェンテープ 1日1回 → 1日1回、1回1枚、腰

- ・医師からの特別な指示の有無について患者又は患者家族に確認すること
- ・適用部位については患者又は患者家族に確認すること

⑧ 頓服薬の用法に明らかな間違いがある場合の用法の変更 (Fax 必要)

用法が空白亦は明らかな間違いがある場合、添付文書に記載された標準的な用法へ変更する。

- ・医師からの特別な指示の有無について患者又は患者家族に確認すること

例) センノシド錠 12mg 下痢時 → 便秘時

⑨ 残薬調整のための投与日数の短縮 (Fax 必要)

薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬がある場合、投与日数を調整 (短縮) して調剤する。

- ・抗悪性腫瘍薬に関するものは除く (調整が必要な場合は疑義照会すること)
- ・残薬の状況を十分に確認すること
- ・慢性疾患、災害用等で手持ち分としている薬は残薬としないこと
- ・処方削除は不可とする (処方薬不要の場合は1日分処方とする)
- ・残薬の状況、その理由および実際に交付した薬剤の数量、患者への説明内容等について当院へ情報提供すること